

国民健康保険からのお知らせ

令和元年度(平成31年度)国民健康保険税率等が改定されます!

国民健康保険事業は、財政基盤の安定性、負担の公平性を図るため、平成30年度から都道府県単位に広域化されました。川根本町では、県内の保険税統一化を見据え、国民健康保険税率と賦課限度額を改定します。

今回の主な改正点

- ① 国民健康保険税の賦課において資産割を廃止
- ② 介護納付金課税分においては平等割も廃止
- ③ 基礎課税分に係る課税限度額の引き上げ(58万円 ⇒ 61万円)
- ④ 国民健康保険税の減額の対象となる世帯の拡充(5割・2割軽減)



① 国保税は国保に加入した月から課税されます

国保税は、加入の届出をした日からでなく、資格を得た月の分から納めることになるため、加入した月までさかのぼって国保税を納めていただきます。

② 納税義務者は世帯主です

世帯主が社会保険や共済組合等に加入している場合や、後期高齢者医療制度へ移行している場合でも、世帯の中で国保の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。

③ 納期は9回(7月～翌年3月)、年金から納付する場合は6回(年金支給月)です

④ 年度の途中で国民健康保険をやめた人の国保税について

世帯全員が国保をやめた時は、資格がなくなった前月分までの国保税を再計算します。その結果、不足分がある場合はやめた月以降に納めていただくことになります。納めすぎの場合は後日還付します。なお、世帯の一部の方が国保を脱退した場合は、再計算して届出の翌月から月割りで納めていただきます。

⑤ 国保の加入、脱退手続きについて

国保に加入したり、脱退するときは14日以内に国保担当窓口への届出が必要です。

国保加入の届出をしないと医療費が全額自己負担になる場合があります、遅れて手続きをした場合は、資格を得た日までさかのぼって国保税を支払うことになります。また、脱退の手続きをしないと国保税が課税され続け、納めすぎなどの不利益が生じる場合があります。

★災害やその他特別な事情により、国保税の納付が困難な場合は、申請により減免が認められることがあります。詳しくは、税務住民課までお問い合わせください。

40～74歳の国保被保険者の皆様へ”特定健診を受けましょう!”

特定健康診査を受けていただくことで、その結果から適切な指導を受けることができます。また、皆さんの生活習慣を見直す機会となり、病気を予防することができます。皆さんが病気の予防に努めていただくことで、医療費の削減にもつながることができます。なお、特定健康診査は、かかりつけのお医者さんで受診されている方も受けることができます。年に1度の健康チェックをお忘れなく。

【参考】川根本町国民健康保険一人当たりの医療費の比較について

加入者一人当たりの医療費(費用額)は右記のとおりです。	平成28年度				平成29年度				平成30年度(見込)			
	一人当たり医療費	対前年比	一人当たり医療費	対前年比	一人当たり医療費	対前年比	一人当たり医療費	対前年比				
	335,970円	2.8%	356,304円	6.1%	349,476円	△1.9%						

☆国民健康保険に関するお問い合わせ

税務住民課 戸籍住民室
☎56-2222

☆国民健康保険税に関するお問い合わせ

税務住民課 税務室
☎56-2223

納付には便利な
口座振替が
オススメです!



●令和元年度(平成31年度)国民健康保険税率表

区分		平成30年度 (今までの税率等)	令和元年度 (新しい税率等)	比較
基礎課税分	所得割	4.09%	4.46%	0.37%
	資産割	13.36%	廃止	△13.36%
	均等割	15,800円	15,800円	改正なし
	平等割	16,600円	16,600円	改正なし
	賦課限度額	580,000円	610,000円	30,000円
後期高齢者 支援金等 課税分	所得割	1.92%	2.17%	0.25%
	資産割	6.36%	廃止	△6.36%
	均等割	7,300円	7,300円	改正なし
	平等割	7,500円	7,500円	改正なし
	賦課限度額	190,000円	190,000円	改正なし
介護納付 金課税分 (40～64歳)	所得割	2.05%	2.05%	改正なし
	資産割	7.28%	廃止	△7.28%
	均等割	10,200円	13,500円	3,300円
	平等割	8,100円	廃止	△8,100円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	改正なし

●非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減について

倒産や解雇など事業主の都合で離職したときは、国保税の軽減が受けられる場合があります。

【軽減対象者は、以下の要件を満たす方です。】

- ・失業した日において65歳未満の方
- ・雇用保険の特定受給資格者(解雇、天災等の理由、雇止め、勤奨退職、特定退職等)または雇用保険の特定理由離職者(期間満了、正当な理由のある自己都合退職等)に該当する方。